

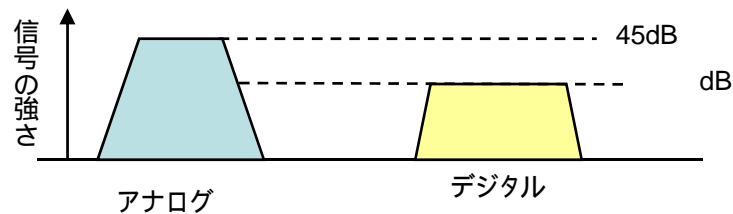
有線テレビジョン放送事業用固定局における地上デジタル放送の伝送に関する調査検討概要

【別紙2】

現行の規定等

現在の23GHz帯CATV用固定局のC/N(搬送波対雑音比)の規定は、アナログ信号を送ることを目的として整備されているため、デジタル信号を送る場合はC/Nを見直す必要がある。

アナログ信号の所要C/Nは45dBであるが、デジタル信号はこれより低くても伝送可能



検討内容

- デジタル信号における適正なC/Nの検討
- 降雨減衰・海上伝搬による影響の検討
- デジタル信号における混信保護の許容値等の検討
- その他必要と認められる事項

技術試験等を実施

デジタル信号を送るための基準値を規定することにより、当該周波数の利用が促進され、周波数の有効利用が図られる。

利用シーン1(離島などへの伝送)



利用シーン2(受信点からのデジタルテレビ等の伝送)

